

広報「こうりょう」有料広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、広陵町有料広告掲載取扱要綱（平成30年4月1日施行）（以下「要綱」という。）に基づき、広陵町（以下「町」という。）が作成する広報「こうりょう」（以下「広報」という。）に掲載する有料広告の規格、掲載枠、掲載期間、掲載料、掲載規制等、申込み及び決定について、必要な事項を定めるものとする。

(規格及び掲載枠)

第2条 掲載する広告は、1枠につき縦55ミリメートル×横90ミリメートルのカラー印刷によるものとする。

2 広告掲載の場所（広報紙面のうち、広告を掲載するために設けられた区画をいう。）は、町長が指定する位置とし、1ページ当たり内面掲載分横2枠及び裏表紙掲載分縦2枠横2枠とする。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。

(掲載期間)

第3条 掲載期間は1号単位とし、連続して最大3号分までとする。

(掲載料)

第4条 広告の1枠当たりの掲載料（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税を含む。以下「広告掲載料」という。）は、1号につき、裏表紙は20,000円、内面は10,000円とする。

(広告の申込み)

第5条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、あらかじめ町と協議の上、広報「こうりょう」有料広告掲載申込書（様式第1号）又は広報「こうりょう」有料広告掲載申込フォームに掲載しようとする広告原稿その他町長が必要と認める書類を添えて、掲載希望号の広報発行日が属する月の前々月の末日（申込者がこの日に広報「こうりょう」有料広告掲載申込書（様式第1号）を持参する場合において、その日が休日に当たるときは、その日以前においてその日に最も近い休日でない日）までに、町長に申し込まなければならない。

(広告掲載規制業種又は事業者)

第6条 次の各号に掲げるもののうち、いずれかに該当するものは、掲載することができない。

(1) ギャンブルに係るもの

(2) 貸金業法（平成18年法律第115号）第2条に規定する貸金業（消費者金融・サラリーマン金融等）

(3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘・連鎖販売・業務提供誘引販売に係る取引

(4) 占いに係るもの又は姓名判断、運勢判断

(5) 探偵及び調査に係るもの又は興信所等

(6) 宗教団体による布教推進等を主な目的とするもの

- (7) 債権取り立て、示談の引き受け等をうたったもの
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で風俗営業を規定される業種又は風俗営業類似の業種
- (9) 民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）及び会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）による再生・更生手続き中の業者
- (10) 社会問題についての主義主張をおこしている業者
- (11) 各種法令に違反しているもの
- (12) その他、広報掲載委員会での審査により、掲載を不適当と認めたもの
（広告掲載の決定）

第7条 町長は、前条の規定による申込みがあった場合において、要綱第4条第1項の規定により設置した広報掲載審査会（以下「審査会」という。）において掲載の可否の審査を行い、掲載を可とするときは、広告掲載承認決定通知書（様式第2号）により、掲載を不可とするときは、広告掲載不承認決定通知書（様式第3号）により申込者に対し、通知するものとする。

- 2 掲載を可とする広告が複数あり、第2条第2項に規定する掲載可能限度枠を超えるときは、第5条の規定による広告の申込みを受理した順により決定するものとする。
（広告掲載料の納入）

第8条 前条の規定により広告の掲載を可とする決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告掲載料を規定の納付書により、指定する期日までに全額納付しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

- 2 広告主は、広告掲載月が複数にわたる場合、町長が指定する最初の掲載にあたる月の期日までに一括して納付しなければならない。
- 3 掲載年度がまたがる場合、最初の掲載にあたる月の年度を納付年度とする。
- 4 既納の広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由によって広告の掲載ができなかったときは、還付することができる。

（掲載箇所と順位）

第9条 各々の広告の掲載箇所（広告掲載場所のうち、広告ごとに定められる掲載区画をいう。）については、町長が決定する。

（その他）

第10条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年6月21日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年10月1日から施行する。

別表（第2条・第4条関係）

広報「こうりょう」の広告の規格等

	裏表紙掲載分	内面掲載分
色	カラー印刷	
基本サイズ（1 枠）	縦 55mm×横 90mm	
1 ページ掲載限度枠数 ※紙面の下部に掲載	縦 2 枠・横 2 枠	横 2 枠
広告掲載料 （基本サイズ1 枠、1 号）	2 0 , 0 0 0 円	1 0 , 0 0 0 円
版下原稿作成及び提出	・完全版下の印刷物またはデータでの提出とする。 ・印刷物は、掲載希望枠の比率を変えずに作成したもの。 ・データは、掲載希望枠の比率を変えずに作成したもの。	

広報「こうりょう」有料広告掲載申込書

年 月 日	
広陵町長 殿	
申込者 住所	
商号又は名称	
代表者氏名	
電話	
E メールアドレス	
次のとおり有料広告の掲載を希望するため、申し込みます。	
掲載希望枠	枠（裏表紙掲載・内面掲載） ※希望枠数及び掲載希望紙面を選択してください。 ※広報紙 1 枠の大きさは縦 55mm・横 90mm です。
掲載希望期間	年 月号から 回

（町内に住所又は事業所の所在地を有する申込者のみ記入）

☐ 私は、有料広告の掲載の決定に際し、必要となる租税に関する公簿の閲覧について、同意します。

（代表者署名または記名押印）

広告掲載承認決定通知書

第 年 月 日 号

様

広陵町長

印

年 月 日付けで申込みのあった有料広告の掲載について、下記のとおり掲載することに決定しましたので、広報「こうりょう」有料広告掲載取扱基準第7条第1項の規定に基づき、通知します。

記

1 掲載内容

掲載月	年	月	日から	回
広告掲載料			円（	枠）
※納入期限	年	月	日	

2 掲載条件

広陵町有料広告掲載取扱要綱及び広報「こうりょう」有料広告掲載取扱基準による。

3 承認条件

次の事項に違反した場合には広告掲載の取消、又は以後の広告掲載を承認しないことがあります。

- (1) 掲載内容に反した行為、又は広報「こうりょう」を用いての営利を目的とした行為は行わないでください。
- (2) 掲載内容を含む事業に関しての責任は、すべて広告主が負ってください。
- (3) 広報「こうりょう」発行後、掲載内容に変更が生じた場合の対応はすべて広告主がおこなってください。

広告掲載不承認決定通知書

第 年 月 号
年 月 日

様

広陵町長 印

年 月 日付けで申込みのあった有料広告の掲載について、次の理由により掲載しないことに決定しましたので、広報「こうりょう」有料広告掲載取扱基準第7条第1項の規定に基づき、通知します。

不承認の理由